

C 青色・白色事業専従者の方

以下のすべての項目に該当される方については、支給確認書を送付します。

- ・令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円
- ・調整給付金（当初給付分）の給付対象者（扶養親族等含む）ではない
- ・令和5年度非課税世帯への給付（7万円）、令和5年度均等割のみ課税世帯への給付（10万円）、新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付（10万円）を受給された世帯の世帯主または世帯員ではない

支給確認書が届いた方

支給額や口座情報をご確認いただき、変更がなければ、本人確認書類等を添付して令和7年10月31日までに福祉政策課へ提出してください。

支給確認書が届かない方

給付対象になる可能性がありますので、申請窓口（0838-25-3660）にお問い合わせください。